



令和元年6月20日 発表

担 当	岐阜労働局労働基準部監督課
	監督課長 大谷 徹
	監察監督官 平林 健生
	電話 058-245-8102

技能実習生の労働条件改善のために取引の適正化を業界団体に要請

—岐阜労働局長、中部経済産業局長、岐阜県商工労働部長の連名で初の要請—

岐阜県内には、1万人を超える外国人技能実習生が技能実習を行っていますが、技能実習生に関して重大悪質な違反が認められた事案の大半が縫製業となっており、縫製業の労働条件を改善することが大きな課題となっています。

働き方改革関連法の一つとして、労働時間設定改善法の改正により、他の事業主との取引を行う場合に、著しい短納期の発注を行わないこと等の配慮に努めることが規定されたこと、また、昨年6月に繊維産業技能実習事業協議会で決定された外国人技能実習の適正な実施等のための取組などを踏まえて、厚生労働省岐阜労働局長、経済産業省中部経済産業局長、岐阜県商工労働部長の三者連名による要請を、以下のとおり縫製業に発注するアパレル業界団体に対して行うものです。

- 1 要請日時 令和元年6月26日（水）午後2時～
- 2 場 所 岐阜労働局局長室（岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎3階）
- 3 要請先 一般社団法人岐阜ファッション産業連合会
岐阜メンズファッション工業組合
岐阜婦人子供服工業組合

当日は、要請文書等の関係資料を配布しますので取材方よろしくお願ひします。

13:45～ 会場の準備ができるまで控室（3階A相談室）でお待ちください。

14:00頃 準備が整いましたら、局長室に案内します。

14:05～ 要請終了後、別会場（4階B会議室）にて記者レクを行います。

要請先団体の概要

- | | | |
|---|-----|----------------------|
| 1 | 名 称 | 一般社団法人 岐阜ファッション産業連合会 |
| | 代表者 | 理事長 野口 千寿雄 |
| | 所在地 | 岐阜市長住町5丁目7番地5 |
| | 会員数 | 約190社 |

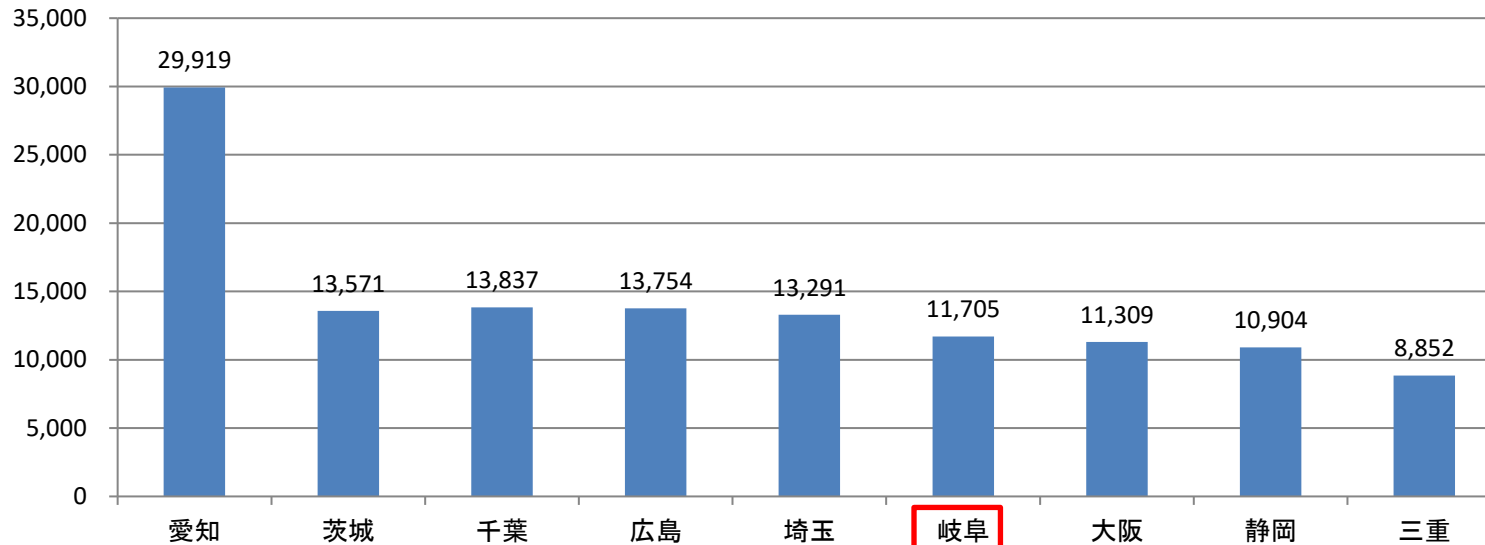
- | | | |
|---|-----|-----------------|
| 2 | 名 称 | 岐阜メンズファッション工業組合 |
| | 代表者 | 理事長 野口 千寿雄 |
| | 所在地 | 岐阜市長住町5丁目7番地5 |
| | 会員数 | 約25社 |

- | | | |
|---|-----|--------------|
| 3 | 名 称 | 岐阜婦人子供服工業組合 |
| | 代表者 | 理事長 伏見 二彦 |
| | 所在地 | 岐阜市金町8丁目28番地 |
| | 会員数 | 約100社 |

都道府県別技能実習生数

資料 1

平成30年6月末



全国合計 274225人

法務省「在留外国人統計(旧登録外国人統計)統計表」

岐阜県内の技能実習生 主要国別内訳

平成30年7月

中国	5,177人
ベトナム	3,915人
カンボジア	513人
フィリピン	508人
インドネシア	350人
タイ	353人
ミャンマー	329人

岐阜労働局「外国人雇用状況届」

岐阜労働局労働基準部監督課

外国人技能実習生関係監督指導結果・業種別（平成29年）

	合 計	違 反 率 （ ％ ）	製 造 業						建 設 業	農 業	そ の 他
			食 料 品 製 造 業	織 維 製 品 製 造 業	金 属 製 品 製 造 業	一 般 機 械 器 具 製 造 業	電 気 機 械 器 具 製 造 業	左 以 外 の 製 造 業			
監督指導実施事業場数	226		25	60	34	3	5	80	10	2	7
うち違反事業場数	168		18	47	24	2	5	60	8	0	4
違反率(%)	74.3		72.0	78.3	70.6	66.7	100.0	75.0	80.0	0.0	57.1
主な法令違反の内容	労働基準法第15条	32	14.2	8	5	5		3	9	2	
	同法第24条	23	10.2	4	9	3		1	3	2	1
	同法第32条	75	33.2	7	15	14	1	3	32	2	1
	同法第34条	2	0.9	1					1		
	同法第35条	7	3.1	1	5				1		
	同法第37条	62	27.4	5	30	5		2	17	3	
	同法第89条	19	8.4	4		2	1		9	2	1
	同法第106条	11	4.9	3		3		1	3	1	
	同法第108条	25	11.1	3	14	2			4	1	1
	最低賃金法第4条	16	7.1	1	14				1		
	労働安全衛生法 安全基準	33	14.6	5	1	4	1		19	2	1
	健康診断	71	31.4	11	6	9		3	37	4	1

技能実習生関係の送検状況

年	署	業種	送検内容	備考
27年	多治見	食料品製造業	時間外労働・割増賃金・虚偽報告	
	大垣	縫製業	最低賃金・時間外労働・割増賃金	
	岐阜	縫製業	最低賃金・割増賃金	
	岐阜	縫製業	最低賃金・割増賃金	
	岐阜	縫製業	最低賃金・割増賃金	
	岐阜	鋳物業	時間外労働	
28年	岐阜	縫製業	最低賃金・時間外労働・割増賃金	
	大垣	縫製業	時間外労働	
	岐阜	縫製業	最低賃金・時間外労働・割増賃金・ 虚偽の陳述	監理団体の長を送 検、事業主等逮捕
	岐阜	縫製業	最低賃金	
	岐阜	縫製業	最低賃金	
	岐阜八幡	縫製業	最低賃金・時間外労働・割増賃金	
29年	岐阜	縫製業	最低賃金・時間外労働・割増賃金	
30年	岐阜	縫製業	最低賃金・時間外労働・割増賃金	
	岐阜	縫製業	時間外労働・虚偽の陳述	
	岐阜	縫製業	最低賃金・時間外労働・割増賃金	
	大垣	縫製業	時間外労働・書類の廃棄	
	関	縫製業	最低賃金・時間外労働・割増賃金	
31年	大垣	縫製業	最低賃金	
	岐阜	縫製業	最低賃金・時間外労働・割増賃金	

事業主の皆様へ

長時間労働につながる取引慣行を見直しましょう！！

ダメ！短納期発注！！

労働時間等設定改善法が改正され、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。

事業主の皆様は、他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、企業内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。



厚生労働省・都道府県労働局

「労働時間等設定改善法」とは、事業主等による労働時間等の設定の改善に向けた自主的な努力を促進するための特別の措置を講ずることにより、労働者がその有する能力を有効に発揮できるようにしようとする法律です。

また、「労働時間等見直しガイドライン（労働時間等設定改善指針）」とは、労働時間等設定改善法第4条第1項の規定に基づく指針（告示）であり、事業主等が労働時間等の設定の改善について適切に対処するために必要な事項を定めたものです。

それぞれ次のとおり規定されており、施行日は2019年4月1日です。

労働時間等設定改善法（平成4年法律第90号）（抄）

（下線部分が今般の改正で加わったところです。）

（事業主等の責務）

第2条 事業主は、その雇用する労働者の労働時間等の設定の改善を図るため、業務の繁閑に応じた労働者の始業及び終業の時刻の設定、健康及び福祉を確保するために必要な終業から始業までの時間の設定、年次有給休暇を取得しやすい環境の整備その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。

2 事業主は、労働時間等の設定に当たっては、その雇用する労働者のうち、その心身の状況及びその労働時間等に関する実情に照らして、健康の保持に努める必要があると認められる労働者に対して、休暇の付与その他の必要な措置を講ずるように努めるほか、その雇用する労働者のうち、その子の養育又は家族の介護を行う労働者、単身赴任者（転任に伴い生計を一にする配偶者との別居を常況とする労働者その他これに類する労働者をいう。）、自ら職業に関する教育訓練を受ける労働者その他の特に配慮を必要とする労働者について、その事情を考慮してこれを行う等その改善に努めなければならない。

3 （略）

4 事業主は、他の事業主との取引を行う場合において、著しく短い期限の設定及び発注の内容の頻繁な変更を行わないこと、当該他の事業主の講ずる労働時間等の設定の改善に関する措置の円滑な実施を阻害することとなる取引条件を付けないこと等取引上必要な配慮をするように努めなければならない。

労働時間等見直しガイドライン（労働時間等設定改善指針）（平成20年厚生労働省告示第108号）（抄）

（下線部分が今般の改正で加わったところです。）

2 事業主等が講ずべき労働時間等の設定の改善のための措置

(1) ～ (3) (略)

(4) 事業主が他の事業主との取引上配慮すべき事項

個々の事業主が労働時間等の設定の改善に関する措置を講じても、親企業からの発注等取引上の都合により、その措置の円滑な実施が阻害されることとなりかねない。特に中小企業等において時間外・休日労働の削減に取り組むに当たっては、個々の事業主の努力だけでは限界があることから、長時間労働につながる取引慣行の見直しが必要である。このため、事業主は、他の事業主との取引を行うに当たっては、例えば、次のような事項について配慮をすること。

イ 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。

ロ 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。

ハ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

また、厚生労働省では、事業場の労働基準関係法令違反の背景に、極端な短納期発注等に起因する下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）等の違反が疑われる事案については、公正取引委員会や中小企業庁に通報する制度の強化を図っていくことにしています。

長時間労働につながる取引慣行の見直しについては、

都道府県労働局雇用環境・均等部（室）まで